

【第8回募集】質問に対する回答

事項	受付日	質問内容	回答
入札占用計画	1/16	物件（４）について ①利用用途として自動車駐車場として想定されていますが、駐車場用途であれば、月極、自用を含めて検討する事は可能でしょうか。 ②一定期間、工事車両、資材置き場としての利用は可能でしょうか。 ③上記②の利用が可能な場合、占用期間内に②の利用後に時間貸し駐車場への変更は可能でしょうか。	①駐車場用途であれば、月極、自用等は問わず利用が可能です。 ②道路予定地の占用であるため、工事ヤード（工事車両、資材置き場）としての利用（道路占用）はできません。 ③上記②の回答のとおりです。
入札占用計画	1/19	物件番号（５）中原区小杉三丁目の国道 409 号予定地ですが、現状敷いてあるアスファルト舗装は残したままで活用開始できますでしょうか。	現況のアスファルト舗装のまま利用が可能です。ただし、現況 3 cm 程度の仮舗装ですので、利用方法によっては、舗装の打替えや補修を御検討ください。
入札占用計画	1/30	物件番号（５）および（６）の利用用途に関して、駐車場として申請することは可能でしょうか。	駐車場としての利用も可能ですが、国道 409 号は交通量が多く、渋滞等を避けるため、左折入庫左折出庫とし、施設内で車両の転回ができるような配置をご検討ください。 その他、提出された計画について、所轄警察署と協議を行いますので、その結果により、条件の追加や計画の修正を求める場合があります。